

議案第 80 号

平成 23 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

平成 23 年度流山市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,235 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,374,776 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 11 月 24 日提出

流山市長 井 崎 義 治

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		217,256	2,235	219,491
	1 一般会計繰入金	217,256	2,235	219,491
補正されなかった款項に係る額		1,155,285	0	1,155,285
歳入合計		1,372,541	2,235	1,374,776

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		73,003	2,235	75,238
	1 総務管理費	64,523	2,235	66,758
補正されなかった款項に係る額		1,299,538	0	1,299,538
歳 出 合 計		1,372,541	2,235	1,374,776

1 歳入

(款) 2 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	節		説明
		区分	金額	
3 職員給与費等繰入金	2,235 (45,419) (47,654)	1 職員給与費等繰入金	2,235	・職員給与費等繰入金追加 〔高齢者生きがい推進課〕 2,235
項計	2,235 (217,256) (219,491)			
款計	2,235 (217,256) (219,491)			
歳入合計	2,235 (1,372,541) (1,374,776)			

2 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正額 (補正前の額) (計)	補正額の財源内訳			節		説明	
		特定財源			一 般 財 源	区 分		金 額
		国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1 一般管理 費	2,235 (64,523) (66,758)			2,235 繰入金 2,235 2,235 2,235		2 給料 3 職員手当等 4 共済費	1,526 246 463	
								1 職員人件費 6 人分 _____ 2,235
								(1) 一般職人件費 6 人分 [人材育成課] _____ 2,235
								給料追加 (1,526)
								職員手当等追加 (246)
								共済費追加 (463)
項 計	2,235 (64,523) (66,758)			2,235				
款 計	2,235 (73,003) (75,238)			2,235				
歳出合計	2,235 (1,372,541) (1,374,776)			2,235				

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報酬(千円)	給料(千円)	職員手当等(千円)	計(千円)			
補 正 後	6		22,488	13,168	35,656	11,998	47,654	
補 正 前	6		20,962	12,922	33,884	11,535	45,419	
比 較			1,526	246	1,772	463	2,235	

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	特殊勤務 手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務 手当 (千円)	夜間勤務 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末・勤勉 手当 (千円)	子ども手当 (千円)	管理職員 特別勤務 手当 (千円)
	補正後	293	1,823	193	630	51	1,801				8,134	243	
	補正前	390	1,709	378	403	51	1,690				7,833	468	
	比 較	97	114	185	227		111				301	225	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

区 分	増減額(千円)	増減事由別内訳(千円)	説明(千円)	備 考
給 料	1,526	給与改定に伴う増減分	19 給与改定による減額分	平成23年度給与改定の状況 給料表改定率 0.2% 給与改定実施時期 平成23年12月1日
		その他の増減分	1,545 職員の配置替え等に伴うもの	職員数の異動状況 (現に在職する (その他) (計) 職員数) 補正後 6人 人 6人 補正前 7人 1人 6人 増 減 1人 1人 人
職員手当等	246	制度改正に伴う増減分	73 地域手当の減額分	
			2 期末・勤勉手当の減額分	
			11 公民較差調整額分	
			60	
		その他の増減分	319 職員の配置替え等に伴うもの	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一 般 行 政 職
補正後 (平成23年10月1日現在)	平均給料月額 (円)	299,218
	平均給与月額 (円)	334,460
	平均年齢(歳)	37.11
補正前 (平成23年1月1日現在)	平均給料月額 (円)	256,982
	平均給与月額 (円)	281,564
	平均年齢(歳)	33.01

イ 初任給

区 分	一 般 行 政 職 (円)	国 の 制 度	
		一 般 行 政 職 (円)	
補正後 (平成23年10月1日現在)	高 校 卒	144,500	140,100
	大 学 卒	178,800	種 181,200
			種 172,200
補正前 (平成23年1月1日現在)	高 校 卒	144,500	140,100
	大 学 卒	178,800	種 181,200
			種 172,200

ウ 級別職員数

区 分	級	一 般 行 政 職	
		職 員 数 (人)	構 成 比 (%)
補正後 (平成23年10月1日現在)	1 級		
	2 級	2	40.0
	3 級		
	4 級	3	60.0
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	5	100.0
補正前 (平成23年1月1日現在)	1 級	1	16.7
	2 級	3	50.0
	3 級		
	4 級	2	33.3
	5 級		
	6 級		
	7 級		
	8 級		
	計	6	100.0

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
一般行政職		主 事		主 査				

工 昇給

区 分	全 職 種		
補正後	職 員 数 (A) (人)	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	
	号 給 数 別 内 訳	1号給 (人)	1
		2号給 (人)	
		3号給 (人)	
		4号給 (人)	5
		5号給 (人)	
		6号給 (人)	
8号給 (人)			
比 率 (B) / (A) (%)	1 0 0		
補正前	職 員 数 (A) (人)	6	
	昇給に係る職員数 (B) (人)	6	
	号 給 数 別 内 訳	2号給 (人)	
		4号給 (人)	6
		6号給 (人)	
		8号給 (人)	
比 率 (B) / (A) (%)	1 0 0		

オ 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計(月分)	職制上の段階、職務 の級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	1.9	2.05	3.95	有	
補 正 前	1.9	2.05	3.95	有	
国 の 制 度	1.9	2.05	3.95	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続者 (月分)	25年勤続者 (月分)	35年勤続者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備 考
支 給 率 等	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
国の制度(支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	
支給率 (%)	8
支給対象職員 (人)	6
国の指く基準に 基づく支給率 (%)	3

ク 特殊勤務手当

区 分	全 職
給料総額に対する比率 (%)	0.23
支給対象職員 (平成23年10月1日現在)の比率 (%)	16.7
代表的な特殊勤務手当の名称	社会福祉手当

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差 異 の 内 容
扶養手当	同 じ	
住居手当	異 な る	<p>国 借家の場合 家賃12,000円以下 支給なし 家賃12,000円を超える場合 27,000円を限度に支給</p> <p>本市 借家の場合 家賃11,500円以下 支給なし 家賃11,500円を超える場合 27,500円を限度に支給</p> <p>自宅の場合 世帯主 7,000円</p>
通勤手当	異 な る	<p>国 交通機関等を利用する場合 月額55,000円を限度として、6か月を超えない期間で低廉な定期券等の価格を半年ごとに支給</p> <p>自動車等を利用する場合 使用距離に応じて2,000円～24,500円を支給</p> <p>本市 交通機関等を利用する場合 6か月を超えない期間で低廉な定期券等の価格を半年ごとに支給</p> <p>自動車等を利用する場合 使用距離に応じて5,100円～32,830円を支給</p>